

●印:実施済または実施中 ○印:実施予定または実施予定無し ■ハッチ:対象外

具体的な取組の柱			実施する機関																	水資源機構	気象庁	利根川上流河川事務所	その他の機関等	地域住民
事項	具体的取組	主な内容	目標時期	市区町											都県									
				栃木市	伊勢崎市	太田市	館林市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	熊谷市	加須市	本庄市	栃木県	群馬県	埼玉県						
1) ハード対策の主な取組																								
■洪水を河川内で安全に流す対策																								
	・洪水を河川内で安全に流す対策	・流下能力対策(堤防整備、河運掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策	継続して実施																			●		
■危機管理型ハード対策																								
	・危機管理型ハード対策	・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強	平成32年度																			○		
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																								
	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	・ライブ映像(河川監視カメラ)の設置、地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実等の基盤整備の実施	継続して実施																			●		
	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・要注意箇所及び許可工作物(橋脚等)監視のためのCCTVカメラや簡易水位計の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	○			○	○	○			○	●	○	○	○	○	○	○	●		
	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・河川防災ステーションや避難地土の整備	・河川防災ステーションや、緊急避難場所として遊土を行う避難地土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○					●													●		
	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	・排水機場等の耐水化、水門等操作の水圧対策	・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施																			●		
2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																								
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知																								
	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・河川氾濫時の浸水深度や避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置	継続して実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・越水開始予測情報の提供	・リードタイム(避難指示時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難指示水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報の市区町への提供	平成29年度から 順次実施																			○		
	・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料の作成とホームページでの提供	平成29年度から 順次実施																			○		
	・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示	平成29年度から 順次実施																			○		
■避難計画、情報伝達方法等の改善																								
	・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報、避難勧告・指示の伝達の体制や機器等の整備	平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の提供	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信	平成28年度から 順次実施																			○		
	・避難勧告等の発令基準の改善	・避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の改善	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	・避難場所・避難経路の再確認と改善	・浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じて改善を図る	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	・避難誘導体制の充実	・避難誘導にあたる組織や関係機関、学校や社会教育施設への対応、要配慮者・避難行動要支援者への対応	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づける	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
■企業防災等に関する事項																								
	・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・不特定多数が利用する地下施設(ショッピングモール等)における、洪水を対象とした避難計画の策定や避難訓練等への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施																			○		
	・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	・大規模工場における、洪水対策や避難計画の策定への支援、また、避難訓練等の支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																								
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表	平成29年度																			○		
	・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・広域避難のための避難場所の確保	・広域避難に向けた、他の市区町村における避難場所の確保 ・他の市区町村からの避難者の受け入れのための施設の指定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップの策定	平成29年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
■避難勧告の発令に著目したタイムラインの作成																								
	・避難勧告の発令に著目したタイムラインの作成	・試行版タイムラインを検証・見直し、チェックリストを活用した運用版のタイムラインを作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を検討、実施する	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	・警戒等における危険度の色分け表示 ・警戒級の現象になる可能性の情報発信	平成29年度から 順次実施																			○		
■防災教育や防災知識の普及																								
	・水防の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水防の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○						○		
	・水防に関する説明会や避難訓練の開催	・水防に関する説明会及び避難訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・教員を対象とした講習会の実施	・水防等の知識を教員に身につけてもらうための講習会等の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・小中学生を対象とした防災教育の実施	・小中学校における水防教育への取組み	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・水防の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・水防の被害状況や教訓・備え等の防災知識を住民への周知するための展示やホームページでの情報掲載	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		



取組項目	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	08栃木市	12伊勢崎市	13太田市	14館林市
				取組	取組	取組	取組
<b>1) ハード対策の主な取組</b>							
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>							
・洪水を河川内で安全に流す対策	<利根川> ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策						
<b>■危機管理型ハード対策</b>							
・危機管理型ハード対策	<利根川> ・堤防天端の舗装 ・堤防表法民の補強						
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>							
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測データをリアルタイム提供のためのシステム整備する。						
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測装置を設置する。		・簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・河川に監視カメラや簡易水位計の設置を検討している。【平成28年度～】	・八斗島に水位計があるため市としての設置予定はなし。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布				・移動系防災行政無線を整備した。【平成26年度】 ・同報系防災行政無線を整備している。【平成26年度～】 ・コミュニティFM放送を整備した。【平成27年度】 ・防災ラジオを、小中学校、視覚障がい者、民間の福祉施設等へ配布した。【平成27年度～】 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。 ・同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～平成30年度】 ・コミュニティFM放送の聴取地域の調査を実施し、必要に応じて中継局の増設などの対応策を実施する。【平成28年度～】 ・防災ラジオを全自治会に配付する。【平成28年度】 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。【平成28年度～】	・登録制メール及びエリアメール等により配信できる。	・防災行政無線はアナログ方式からデジタル方式へ移行済み。	・移動系行政無線を整備している。 ・登録制メール配信を行っている。 ・近隣町と連携し、整備計画策定を検討する。【平成28年度～】
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備を実施する。			・河川事務所と協力して、避難地盛土の整備を検討する。			
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・出張所等に水防資機材等を備蓄 ・水道用土砂を側帯及び水防拠点に備蓄 ・新技術を活用した水防資機材に関する情報の収集・紹介をする。			・10箇所の水防倉庫に、土のう袋、杭等の水防資機材を配備している。 ・水上バイクを1台、消防分署に配備した。【平成28年度】 ・救命胴衣等の資機材について充実を図る。【平成28年度～】 ・古くなった水防活動用のゴムボートについて、随時更新していく。【平成28年度～】	・水防活動を実施しやすいように市内各所に水防倉庫を配備し、水防資機材を配備している。 ・消防団にライフジャケット、トランシーバーを配付している。 ・資機材の在庫調査を定期に実施し、必要に応じて資機材の補充等を実施している。	・市内7箇所の水防倉庫に資機材を配備している。	・消防組合と連携し、検討する。【平成30年度】
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化				・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する。浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・対象施設 伊勢崎市役所東館 浸水想定区域(0.5m未満)にあるが、浸水しない構造となっている。	・非常用発電設備耐水対策の検討する。 ・小型発電機の備蓄を検討する。	・対象施設:館林市役所庁舎(浸水想定区域0.5m以上~1.0m未満) ・非常用電源の耐水性が確保できていない。 ・非常用電源の耐水性が確保できていない。 ・非常用発電設備耐水対策の検討。【平成28年度～】 ・小型発電機の備蓄検討。【平成28年度～】
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備				・災害対策本部は、危機管理課の隣の会議室に設置することとしている。 ・職員が普段使用しているノートパソコンを使用する。FAXは危機管理課に設置されているものを使用する。パソコンと接続する大型モニタはあるが、大型テレビはない。 ・災害対策本部等の立上げについて、対応マニュアルを作成する。【平成28年度】	・市長室隣の災害対策室が本部になる。 ・モニターが整備されている。	・パソコン、FAX、電話に加え、防災関係機関にMCA無線を配備済み。	・災害対策本部は政策審議室に設置することとしている。 ・パソコン、FAX等の機器は事務室にあるものを使用する。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化を実施する。						
<b>2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組</b>							

概ね5年で実施するブロックにおける取組  
(利根川上流部左岸ブロック)

取組項目	16板倉町 取組	17明和町 取組	18千代田町 取組	19大泉町 取組	20邑楽町 取組	22熊谷市 取組
<b>1)ハード対策の主な取組</b>						
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>						
・洪水を河川内で安全に流す対策						
<b>■危機管理型ハード対策</b>						
・危機管理型ハード対策						
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資す</b>						
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備						
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。		・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・登録制メールや緊急通報メールを活用した防災情報の配信環境を整備している。	デジタル同報系防災行政無線を整備している。	・防災行政無線の同報系のデジタル化が完了済。【平成27年度】 ・防災行政無線の移動系が古くなってきているので、今後の対応を検討する。【平成28年度～】	・今年度中の運用開始に向けて、防災行政無線を整備している。	MCA無線を整備し、デジタル行政無線の代替としている。【平成25年度】	・平成27～29年度の3か年で、防災行政無線のデジタル化整備工事を実施中である。 ・防災行政無線の放送内容を確認できるテレホンサービスを開始した。【平成27年度】
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	・利根川上流河川事務所と協力して、河川防災ステーションの整備を行っている。					
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・館林地区消防組合と協議して、水防資機材の充実を図る。【平成29年度～】	・資機材の充実を図る。	・水防時に使用する資機材を購入してある。 ・資機材の充実を図る。【平成29年度～】	・土のう、ブルーシート、救助用ボートなどの水防資機材を、消防署内の水防倉庫に配備している。 ・救助用ボートの増備などを予定している。	土のう袋、ロープ、救助用ボート、交通規制看板等を邑楽消防署や町で配備している。	・福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に資機材を配備済。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・対象施設：中央公民館、北小学校、東小学校 施設の屋上に太陽光発電・蓄電設備を設置している。【平成27年度】 ・対象施設：板倉町役場庁舎 ・新庁舎建設に併せ、庁舎屋上に自家発電設備を設置する。【平成30年度】	・対象施設：明和町役場庁舎 自家発電装置の耐水化を行う。	・役場庁舎自体が周辺の土地より高くなっているため、ある程度の浸水には対応できる。	・非常用発電設備耐水対策を検討する。 ・小型発電機の備蓄を検討することとなる。	町庁舎は自家発電設備を備えている。現在の被害想定では、盛り土された場所に建設されているため、浸水被害はないと考える。	・対象施設：熊谷市役所本庁舎 災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0～0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は、町役場本庁舎2階の議場に設置することとしている。 ・災害対策専用の設備がないため、普段使用しているパソコン、FAX等を用いる。 ・町役場新庁舎建設に伴い、災害対策本部を設置した際の情報収集・伝達設備を整備する予定。【平成30年度】	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策専用パソコンは1台ある。それ以外は、職員が普段使用しているノートパソコンを用いるしかない。FAXは、総務課に設置されているものを使用する。また、大型TVがある。 ・災害対策本部専用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部用の部屋はないため、会議室を対策本部として使用することとなる。 ・災害対策用の設備はないので、通常事務で使用しているパソコンやFAXなどを利用することとなる。 ・平成28年度整備完了予定の防災行政無線の操作車は、本庁舎と別庁舎(保健福祉総合センター)に設置する。	災害対策用の部屋はないため、会議室での対応になる。 ・災害対策用の設備はないので普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部は、市長室と同じフロアの会議室に設置する。 ・本庁舎の回線がダウンした場合に備えて、wifiモバイルルーターでインターネット接続可能なノートパソコンを1台所有している。そのほか、テレビ、プロジェクター、スクリーン各1台所有。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策						
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロ</b>						

概ね5年で実施するブロックにおける取組  
(利根川上流部左岸ブロック)

<県>黒字:県が挙げた取組、青字:県が挙げていないが必要な取組(実施予定も含む)

取組項目	24加須市	25本庄市	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組
<b>1)ハード対策の主な取組</b>					
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>					
・洪水を河川内で安全に流す対策					
<b>■危機管理型ハード対策</b>					
・危機管理型ハード対策					
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資す</b>					
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備					
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・雨量計システムを導入済み。(時間外であっても瞬時に警報メールが担当職員の手元に届く。また、外部サーバー上にページを設け、いつ、どこでも、誰もが、その状況を確認できる。)	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	MCA無線、戸別受信機を導入した。【平成26年度】難聴地域の解消のため、電話による自動応答サービス、HPへの同時記載、安全安心メールへの同時送信を併用している。	・同報系防災行政無線デジタル化済み			
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	・利根川上流河川事務所と協力して、河川防災ステーションや水防拠点の整備を行っている。				
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	平成29年度までの5ヶ年計画で必要資材を水防倉庫に備蓄している。	・市内3箇所に水防資機材を収納する水防小屋を設けている。 ・本庄市と上里町で構成される坂東上流水害予防組合で土のう袋や水防工法などで使用する資材を備蓄している。 ・市でも土のう袋や発電機、水中ポンプなどを配備している。  ・備蓄している水防資機材等には一部老朽化しているものもあるので、随時更新する【平成28年度～】 ・新たな資機材の必要性を確認し、装備の充実を図る。【平成28年度～】	・新技術を活用した水防資機材等の備蓄を検討していく(予定)。	・県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。	・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・各庁舎及び避難所等の災害活動拠点においては、2・3階以上に非常用電源を確保している。非常用電源は、主に稼働式の発電機を数台と、燃料として、当面の間、運転できる分のエンジンオイルとガソリンを備えている。	本庁舎は浸水想定区域に含まれていない。	・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定地域にはない。 ・災害拠点病院はほとんどが浸水想定地域にはないと考えられる。	・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を通常は1階総務課としているが、水害時には2階以上の会議室等でも活動可能である。 ・伊勢崎佐波医師会病院は、立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。 ・災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。	・埼玉県本庁舎が浸水する可能性は少ない。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・地域防災計画で設定。 ・災害対策本部は本庁舎における庁議室に設け、代替施設は市民防災センターを位置付けている。通信連絡の体制は、市又は県の防災行政無線(MCA無線を含む)、災害時優先電話、携帯電話、県オペレーション支援システムを活用する。	・通常業務に使用しているパソコン等を使用予定 ・坂東上流水害予防組合の水防対策本部は市の災害対策本部と併せて設置されるが、組合としては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。テレビ、FAXは都市整備部に設置されているものを使用することができる。	・災害対策本部は、危機管理センターに設置することとしている。スクリーンや放送設備等が設置され1箇所で会議することが可能となっている。 ・危機管理センター情報司令室に防災行政無線を設置しており、各防災機関との連絡を行ったり、災害対策本部の決定事項を各防災機関に伝えたりすることができる。	・県庁7階に災害対策本部が設置されており、約50人が1箇所で会議することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。)このほか、県警のヘリテレ映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国交省及び消防庁との直通電話機も設置されている。	・災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを備えている。 ・その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報を収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。 オペレーションルーム内には、インターネットへ接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を備えている。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策			・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。

2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロ

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	08栃木市	12伊勢崎市	13太田市	14館林市
	取組			取組	取組	取組	
<b>■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知</b>							
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・河川氾濫時の浸水深や出水時の避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置に関する自治体支援を行う。			・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板を設置している。【平成27年度】 ・浸水想定区域の見直しに合わせて、表示看板設置区域の拡大を検討する。	・避難誘導看板の設置を検討する。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備を検討する。【平成29年度～】
・越水開始予測情報の提供	・リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報を市区町へ提供する。						
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、提供する。						
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示を行う。						
<b>■避難計画、情報伝達方法等の改善</b>							
・住民等への情報伝達方法の改善				・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力等により広報を行う。 ・同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～平成30年度】 ・コミュニティFM放送が聞こえにくい地域(難聴地域)の調査を実施し、改善を図る。【平成28年度～】 ・防災ラジオの自治会への配付と、購入費用の一部助成を実施する。【平成28年度～】 ・住民自治組織の長への連絡体制を構築する。【平成28年度】 ・自主防災組織を充実させ、地域コミュニティ内での協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。【平成28年度～】	・防災行政無線、登録制メール、広報車、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て行う。 ・自主防災組織の長に連絡をして、関係地域内のすべての人に伝わるように留意する。	・避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、下記の方法により市民へ伝達する。 ・インターネット(おたの安全・安心メール、市ホームページ、広報課ツイッター) ・固定電話(登録者) ・携帯電話各社による緊急速報メール ・市広報車、消防車両等による巡回 ・テレビ、ラジオへの放送依頼 ・防災行政無線	・テレビ・ラジオを通じた広報・館林ケーブルテレビを通じた広報。 ・広報車による広報。 ・ホームページへの掲示。 ・たてばやし安全安心メールによる配信(登録制メール配信サービス)。 ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール。
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のブッシュ型配信を行う。						
・避難勧告等の発令基準の改善				・地域防災計画において、避難勧告・避難指示等の発令について、記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・避難指示灯の発令基準を定めている。 ・平成24年度作成の避難判断等のマニュアルを、改定している。【平成28年度】 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果を踏まえ、地域防災計画を改定する。【平成28年度】	・避難判断マニュアルを作成してある。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(内閣府ガイドライン参考)を定めている。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(内閣府ガイドライン参考)を定めている。
・避難場所・避難経路の再確認と改善				・公民館、学校等の施設123箇所を避難所として指定している。 ・高台となる緊急避難地(桜づつみ)を整備している。 ・指定避難所は、ハザードマップ・ホームページで公開している。 ・避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後策定する。【H28年度～】	・小中学校や公民館等を指定しており、ハザードマップ作成の際に、洪水時に使用できるかの検証を行っている。	・災害種別ごとに指定緊急避難場所を定めており、洪水等については、浸水想定区域外もしくは浸水深0.5m未満の区域に立地する2階以上の施設を指定している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布済。 ・洪水ハザードマップを転入者等に配布(随時)。 ・洪水ハザードマップを市ホームページに公開。 ・行政区掲示板、各コンビニに該当地区の避難場所の案内掲示。

取組項目	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	22熊谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■住民等の避難行動につながるわかりや</b>						
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・今後、浸水想定区域内の避難経路などの電柱に、夜間でも視認できる表示看板を設置していく。【平成29年度～】	・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置していく予定。	・浸水想定区域の表示について検討する。【平成29年度～】	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備を検討する。	・浸水想定区域の見直し後、必要に応じて、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討していく。
・越水開始予測情報の提供						
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション						
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供						
<b>■避難計画、情報伝達方法等の改善</b>						
・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、登録メール、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・自主防災組織との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、町公式サイトメール配信サービス、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線を整備する。【平成28年度】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、安全・安心メール、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、登録メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線を整備する(平成28年度)	・避難勧告・指示は同報系無線による屋外放送、サイレン、広報車、おらお知らせメール、テレビ・ラジオ放送等伝達手段を複合的に活用する。	・避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自治会又は自主防災組織への電話 ・緊急速報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達 ・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレホンサービス含む)、広報車の利用 ・県災害オペレーション支援システムを利用したアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信						
・避難勧告等の発令基準の改善	・地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告等のわかりやすい発令基準を設定した。【平成25年度】 ・マニュアルは町ホームページで周知している。	・避難判断マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】 ・避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを予定。	・水害対応チェックリストで避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・地域防災計画の見直しを実施しており、地域防災計画にも記載を予定している。【平成28年度】	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・指示の発令基準を設定した。(平成27年度修正)	・地域防災計画及び避難勧告等の判断伝達マニュアルで避難勧告等の発令基準を定めている。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・3階以上または高台にある浸水しない公共施設(学校や公民館)を避難所として指定している。 ・避難所の位置は、洪水ハザードマップ(全戸配布)と町ホームページで周知している。 ・避難経路を策定し、町ホームページ等で周知する。【平成29年度～】	・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・避難経路の設定は、未策定のため、今後検討していく。	・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。 ・避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・避難経路の設定は、未策定のため、今後検討していく。【平成29年度～】	洪水時の避難場所、避難所については、浸水想定区域外の施設を指定している。	・公園や学校、公民館などを緊急避難場所、避難所に指定している。 ・住民にはハザードマップ、ホームページ等で周知している。	・浸水想定区域外の公園等(屋内施設)を指定緊急避難場所とし、浸水のおそれがない場所等(※)にある学校、公民館、保育所等(屋内施設)を指定緊急避難場所兼指定避難所とした。 ※指定避難所は「1階の場合、浸水深0.5m未満の場所にあること」「2階建ての場合、想定浸水深が2.0m未満の場所にあること」「3階建て以上の場合、想定浸水深が5.0m未満の場所にあること」を満たす施設を指定している。  ・これらは、ハザードマップ及びびくらのカレンダー(全戸配布)に掲載し、ホームページでも情報公開している。

取組項目	24加須市	25本庄市	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■住民等の避難行動につながるわかりや</b>					
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・市内では大利根地域の一部で、実際にカスリーン台風による洪水被害が発生したときの浸水深を、電柱に巻き付けた看板に避難所情報と併せて表示・周知している。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。			
・越水開始予測情報の提供					
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション					
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供					
<b>■避難計画、情報伝達方法等の改善</b>					
・住民等への情報伝達方法の改善	地域防災計画上に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどをもちい、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。	・防災行政無線、緊急通報メール等で情報伝達を行うことを地域防災計画で規定している。			
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信					
・避難勧告等の発令基準の改善	地域防災計画上に、河川ごとに、配備体制(第1～第3)ごと、また避難準備情報、避難勧告、避難指示のそれぞれの避難情報ごとに、それぞれの発令基準となる、水位を設定している。	・地域防災計画では警戒水位で避難準備情報、避難判断水位で避難勧告、氾濫危険水位で避難指示となっている。			
・避難場所・避難経路の再確認と改善	地域防災計画上に、防災活動拠点として、震災と風水害対策の、それぞれ別に避難所や避難場所のほか、に救援物資受入施設等を含めた防災活動拠点を指定している。	・現在、指定避難所、指定緊急避難場所について選定中。 ・既存の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。			



取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	08栃木市	12伊勢崎市	13太田市	14館林市
	取組			取組	取組	取組	
・避難誘導体制の充実				<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に記載されている体制は以下のとおり。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3) 学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。</li> <li>・毎年防災訓練を実施しており、その際には警察や消防にも協力してもらっている。</li> <li>・地域防災計画の避難誘導体制について、具体的なマニュアルを策定する。【平成28年度～】</li> <li>・避難行動要支援者の避難誘導と確認について、自主防災組織等の協力体制を整える。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、消防機関及び警察機関は連携し、避難誘導を行う。</li> <li>・地域住民や自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者の安全確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員、消防機関、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、警察、消防、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。</li> </ul>
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進				<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設において水害に関する避難計画の策定をお願いしていく。【平成28年度～】</li> <li>・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施を検討していく。【平成29年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設ごとに避難計画を作成するように依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当施設を戸別訪問し、避難確保計画の策定、訓練実施の推進を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画策定の支援。【平成29年度】</li> </ul>
<b>■企業防災等に関する事項</b>							
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。</li> </ul>						
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき用途と規模を条例で制定後、実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法の規定に基づき、大規模工場等の用途及び規模の基準を条例で定め、該当する浸水想定区域内の工場等へ個別訪問を行い、周知を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料提供等により計画策定の支援を行う。</li> </ul>
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>							
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表を行う。</li> </ul>						
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画(案)の策定のためのワークショップ開催等支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の視点で作成に必要な情報の提供及び策定を支援する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後広域避難計画の策定を検討していく。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画は未策定だが、地域防災計画に広域的避難について記載してある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣町と連携し、策定の検討。【平成28年度～】</li> </ul>
・広域避難のための避難場所の確保				<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する市町と避難所の相互利用について調整している。【平成28年度】</li> <li>・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定を締結する。【平成28年度】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庄市、深谷市と三市で協力協定を締結している。</li> <li>・避難者の受け入れについては指定避難所を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町と協議し、広域避難場所の確保を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣町と連携し、避難場所確保の検討。【平成28年度～】</li> </ul>
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知				<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難の情報を入れたハザードマップの作成を検討する。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップを新しく作成する際に検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣町と連携し、策定の検討。【平成28年度～】</li> </ul>

取組項目	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	22熊谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察・消防機関、町職員等が連携して、組織的な避難誘導を実施する。</li> <li>避難行動要支援者の所在を把握しておき、自主防災組織等の協力を得て避難誘導を実施する。</li> <li>避難する際には、自家用車を使用しないよう指導する。</li> <li>避難訓練を年1回実施しており、警察・消防機関に協力してもらっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の体制は以下の通り。 避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。</li> <li>消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。</li> <li>避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</li> <li>学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒などの施設利用者等を安全に避難誘導する。</li> <li>地域防災計画に避難誘導体制について記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。</li> <li>(2) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</li> <li>避難に自家用車を使用しないよう指導する。</li> <li>避難誘導体制について検討する。【平成29年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の体制は以下の通り (1) 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。</li> <li>(2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努めるものとする。</li> <li>(3) 避難立退きにあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者を優先して行うものとする。</li> <li>(4) 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障害者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うものとする。</li> <li>タクシー事業者や、観光バスを所有する旅行業者と、災害時における避難者の移送の協力に関する協定を結んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町、消防機関、警察機関及び自主防災組織が相互に連携し、最も安全と思われる避難経路を選定し、避難誘導を行う。</li> <li>避難者の通行を確保するため、避難経路の要所に誘導員を配置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の誘導は、消防職員、消防団員又は警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。</li> <li>避難の誘導は、道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。</li> <li>避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部等が準備した車両により避難させる。</li> <li>市民に対しては、自家用車を使用した避難により浸水等に巻き込まれることのないよう、周知及び広報に努める。</li> <li>隔年で市総合防災訓練を実施しており、その際は消防団に協力してもらい避難誘導訓練を行っている。</li> </ul>
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設と連携し、町の避難訓練と併せて訓練を実施するよう促進する。【平成29年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけよう助言する。【H28年度】</li> <li>福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域内の福祉施設に対し、避難計画作成についての働きかけを行った。</li> <li>避難計画作成等について説明、協力を行っていく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画策定の支援を実施予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉担当課と調整し、避難計画策定の支援や、要配慮者利用施設における訓練の促進を図る。</li> </ul>
<b>■企業防災等に関する事項</b>						
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進						
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を予定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を予定している。【平成28年～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画作成等について説明、協力を行っていく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域の見直しなど情報提供に努め、避難計画等の作成を促進する。(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。(予定)</li> </ul>
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作</b>						
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表						
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣市町と協議し、広域避難計画を策定していく予定。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後広域避難計画を策定していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後広域避難計画を策定していく予定。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び近隣市町と広域避難計画について協議・策定していく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び近隣市町と広域避難計画を協議・策定していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、広域避難計画の策定を検討していく。</li> </ul>
・広域避難のための避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣市町と協議し、広域避難場所を確保する予定。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、館林市などの近隣自治体の協力を得て、広域避難場所を確保する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、館林市・邑楽郡内の町の協力を得て、広域避難場所の検討予定。【平成29年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び近隣市町との広域避難計画の協議の中で検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画の協議の中で検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした群馬県太田市の施設を、指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校)、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)に指定している。</li> <li>(参考)原子力災害時の広域避難受入れに関して、現在静岡県(焼津市)と協議中である。</li> </ul>
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大外力を反映した洪水ハザードマップを作成する際、広域避難を考慮して近隣市町の浸水区域や避難場所を併せて表示する。【平成29年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。【平成29年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難の情報を記載したハザードマップの作成を検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難の情報をいれたハザードマップを今後検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川洪水ハザードマップにおいて、妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校)、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)を掲載し、全戸配布している。【平成19年度、平成27年度】</li> </ul>

取組項目	24加須市	25本庄市	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	・地域防災計画上に、避難対策として、避難の仕方や避難のタイミング、民生委員などが避難誘導する災害時要援護者への避難のあり方や、学校などの文教対策としての避難対策などを定めている。	・地域防災計画では、各施設管理者、警察署、消防機関、自主防災組織等が避難誘導にあたることとなっている。			
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように検討する。	・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者施設の記載があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。			
<b>■企業防災等に関する事項</b>					
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進					
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援に向けた検討を行う。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。			
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作</b>					
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表					
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心的な避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。	・市町における避難体制の検討の支援(予定)。	・関東地整、市町と協同し、策定を支援。(適宜)	・県域を超える広域避難が発生した場合、避難先県との調整等により支援を行う。
・広域避難のための避難場所の確保	・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心的な避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。	・加須市、渋川市、深谷市、伊勢崎市と災害時協定を締結しているが、具体的な施設までは決まっていない。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。(適宜)	・県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・市内を4地域に分割し、裏表の両面刷りで、震災・風水害時の広域避難のイメージがわかるようなマップを作成中であり、平成28年中に配布する。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。			

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	08栃木市	12伊勢崎市	13太田市	14館林市
	取組			取組	取組	取組	
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</b>							
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムライン運用版への改訂支援を行う。	・気象情報に対する防災行動との関連整理について、市区町のタイムライン検討・見直しに適宜協力する。		・タイムラインの試作版を作成済み。【平成27年度】 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度】 ・発災時に有効活用できるように、チェックリスト付のタイムラインを作成する。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み	・タイムラインの試作版を作成済み。	・タイムラインを策定済み。 ・タイムラインの随時見直しを行う。【平成29年度～】
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインの運用版を作成し、それに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等を実施する。【平成28年度～】	・タイムラインに沿って水防演習を実施した。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施の検討。【平成28年度～】
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）		・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」を提供する。 ・大雨注意警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」を実施する。 ・メッシュ情報の充実化を行う。					
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>							
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・災害情報普及支援室の設置、運営を行う。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見直し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部危機管理課としている。 ・引き続き、防災に関する窓口は総務部危機管理課とし、水害に関する資料を充実させる。	・総務部安心安全課で対応している。	・防災に関する問合せについては、総務部危機管理室で対応している。	・問い合わせ窓口は総務部安全安心課としている。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・講演会及び出前講座を実施する。	・出前講座の実施等、河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・総合防災訓練や地域防災訓練において、水害対応に関する訓練内容を追加して実施する。【平成28年度】	・利根川水系連合・総合水防演習の一環で住民による避難訓練を実施した。	・不定期ではあるが、防災講演会、出前講座等を開催している。	・出前講座などで住民への周知を実施している。
・教員を対象とした講習会の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会（勉強会）を実施する。【平成28年度～】	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・河川管理者（河川事務所や県）による出前講座等を検討していきたい。	・避難所となる各小中学校を年1回巡回し、避難所運営や災害全般について意見交換を行っている。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらう予定。【平成28年度～】	・利根川水系連合・総合水防演習の一環で水防学校を実施した。	・河川管理者（河川事務所や県）による出前講座等を検討していきたい。	・一部中学校で実施中 ・小学校でも実施ができるよう検討。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・カスリーン台風祈念式典等を開催する。 ・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・平成27年9月関東・東北豪雨災害の記録集を作成中。【平成28年度】 ・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるためのページを設ける。【平成28年度～】	・境防災センターで過去の水害のパネル展示を行っている。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っている。	・「館林市の防災を考える日」事業として、パネル展示、講演会、広報紙に特集を掲載している。 ・市防災訓練（隔年実施）において住民参加型の訓練を実施している。
<b>2) ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</b>							
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化</b>							
・河川水位等に係る情報提供	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の検討及び確立を図る。			・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。 ・避難判断・伝達マニュアルを作成する。【平成28年度】	・河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡している。 ・消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。	・市水防計画に基づき、出動準備等の指令を発令する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は消防本部から消防団（水防団）へ連絡をしている。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施する。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施する。			・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、市内全ての河川を巡視する。 ・毎年、危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握している。 ・継続的に、各水防団の受け持ち区間について、巡視を実施する予定。 ・パソコンの水位情報や目視から、水位上昇が見られた場合、市内全ての河川を巡視する予定。 ・継続的に危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握していく。	・消防機関、各消防団が管轄区域の河川を巡視している。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。 ・本市消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。	・消防団の受持区域により巡視を実施。	・各水防団の受け持ち区間は無し。指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、消防本部の指導で水防訓練を実施している。 ・国の機関と連携・実施。

取組項目	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	22熊谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムライン</b>						
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムラインの試作版を作成している。 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度～】	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。 ・今年度市区町のタイムラインを作成し、来年度にそれに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を検討する。	・タイムラインの運用版を作成済み。【平成27年度】 ・ロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を検討する。【平成29年度～】	・タイムライン(案)を作成済み【平成28年度】 ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・新浸水想定図を基にタイムラインを作成予定。【平成28年度】 ・タイムライン作成後、訓練を検討する。	・利根川版タイムラインの運用版を作成済み。【平成28年度】 ・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討していく。
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づく実践的な避難訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	・今年度市区町のタイムラインを作成し、来年度にそれに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を検討する。	・ロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を検討する。【平成29年度～】	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムライン作成後、訓練を検討する。	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討していく。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)						
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>						
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課防災管財係としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部安全安心課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、安全安心課交通防災係としている。	・危機管理室で対応している。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・地域住民を対象に、利根川及び渡良瀬川の氾濫を想定した避難訓練を毎年1回実施している。【平成23年度～】 ・洪水時の避難方法等について、自主防災組織(行政区)単位で説明会(防災講習会)を毎年1回実施している。【平成23年度～】	・地域住民を対象に、利根川(または渡良瀬川等)の氾濫を想定した避難訓練を定期的に実施予定。	・全町民に、水害に関する意識アンケート調査を実施した。【平成26年】 ・各地域住民を対象に、平成26年に実施したアンケートの結果を基に、説明会を実施していく。【平成28年度～】	・自主防災組織の訓練時等で水防災について説明している。	・総合防災訓練を2年に1度実施している。 ・水防災に特化した説明会や避難訓練は実施していないが、	・熊谷市自主防災組織リーダー研修会において、荒川上流河川事務所防災情報課長を講師に招き、「荒川の洪水とその対策」について講演を行った。【平成27年度】
・教員を対象とした講習会の実施	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討する。	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会(勉強会)を実施予定。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。【平成29年度～】	・教育委員会と協議しながら今後検討していく(時期未定)。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・小学4年生を対象に、水防学校を毎年1回実施している。【平成23年度～】	・小学生などを対象にした、水災害教育を実施。	・中学校1年生の総合学習授業の中で、水災害を含む防災の話をを行った。【平成26年度】 ・小学4・5年生の希望者を対象に、町の防災対策の説明や備蓄倉庫を視察してもらった。【平成27年度～】 ・定期的に、総合学習授業の中で、実施してもらえるよう中学校に依頼を検討する。【平成29年度～】	・教育委員会と協議しながら今後検討していく(時期未定)。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	・小学3・4年生の社会科副読本で「竹井湛如と万平出し」について取り上げており、授業では過去に荒川の洪水被害があったことと、それを防ごうと万平出し(つき出し土手)を作った竹井湛如について説明している。 ・小学5年の理科で「流れる水のはたらき(河川の浸食・運搬作用)」について学習しており、その際、熊谷市で起きた過去の洪水被害についても説明している。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・町広報紙で防災特集を毎年1回(出水期前)掲載し、防災知識を周知している。【平成22年度～】	・広報紙で防災を特集し、防災知識の住民への周知を実施している。	・千代田町民プラザで、過去の災害写真パネルを常時展示している。 ・ホームページで、近年までの災害写真の掲載している。 ・町民を対象に、消防庁主催の災害伝承10年プロジェクトで災害の教訓等について話してもらった。【平成28年度】	・防災マニュアルを作成し全戸配布した。【平成27年度】	・ホームページや広報紙を通じて防災知識の周知に努めている。	・市内各地で開催している市政配講座及び自主防災組織を対象とした防災講演において、熊谷市を襲った過去100年間の主な水災害について周知を図っている。 ・毎年市報6月号に大雨や台風への備えについて特集ページを掲載している。 ・全戸配布しているハザードマップやくらしのカレンダー、またホームページでも防災啓発ページを設けて周知を図っている。
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫に</b>						
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防</b>						
・河川水位等に係る情報提供	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防団(水防団)や自主防災組織等へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防組合本部から水防団へ連絡をしている。 ・町役場から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、組合消防本部から水防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部等から直接消防団(水防団兼務)へ連絡することとしている。	・大雨、洪水等の予報及び警報が発令された場合、町長は、館林地区消防組合本部(水防本部)及び邑楽消防署と連携し、水防団を出勤させ、水防活動を行う。	・情報伝達方法については、水防団の事務局である熊谷市消防本部警防課へ情報伝達(FAX、電話)等する。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり、消防署からの指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視確認も行い、水位上昇が見られたら、町内全ての河川を巡視する。	・水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、消防団長の指令を受けて巡視を実施する。	・水防団の受け持ち区間はなし。指令を受けて巡視を実施する。	・水防区域は町全域であり、邑楽町地域防災計画に水位周知河川及び重要水防区域が定められている。 ・町及び邑楽消防署は、水害発生のおそれがある場合、初め段階から気象情報を注視し、河川巡視を行っている。	・大里郡利根川水害予防組合水防計画において河川ごとに担当区間を定めている。

取組項目	24加須市	25本庄市	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムライン</b>					
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・洪水時の避難情報の発令に着目したタイムラインを設定している。	・タイムラインを作成済み。 ※避難判断水位で避難準備情報、氾濫危険水位で避難勧告、堤防天端水位到達で避難指示となっているが、今後、地域防災計画と整合を図る必要がある。			
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・地域ごとに洪水避難訓練を実施している。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加(予定)。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)					
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>					
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・問い合わせ窓口を設置済み。(危機管理防災課)	・市民生活部危機管理課が窓口となっている。	・問合せ窓口を設置する(予定)。 ・関係機関において窓口を設置し、連絡先を確認する。	・問い合わせ窓口を設置する。	・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・各地域ごとに、説明会及び洪水避難訓練を実施している。年度に2回、二つの地域で実施している。	・自主防災組織リーダー養成講座等で水防災に関する説明についても行っている。また、自治会から説明会の要請等があった場合は出前講座を実施する。	・市町より要請があれば、出前講座等を行っていく(予定)。	・氾濫危険水位等の変更について、対象土木事務所・市町村に説明会を実施した。 ・新たな洪水浸水想定区域図に基づく洪水リスク情報の共有及び、具体的な対策の検討(予定)。	・市町村を集めて水防連絡調整会を実施している。
・教員を対象とした講習会の実施	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・市町より要請があれば、出前講座等を行う(予定)。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じて出前講座を実施する。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・防災教育を実施済。	・避難所体験訓練等において実施。	・各土木事務所にて、防災教育を実施する(予定)。	・自治会に対し、河川管理(防災・減災)について出前講座を実施している。 ・水災害教育実施の支援(適宜)	・必要に応じて出前講座を実施する。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・避難訓練とともに説明会を実施している。	・ホームページに「風水害への備え」について掲載しているが、今後更に内容を充実していく必要があると考える。	・ローカルテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を行っている。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成公表している。 ・「ぐんまウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明。 ・水防災教育実施の支援(適宜)。	・自治会の方を対象とした出前講座の実施。
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫に</b>					
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防</b>					
・河川水位等に係る情報提供	・市のホームページにおいて、随時閲覧できるようにページを作成・公開済み。	・防災行政無線又は登録制メール。 ・坂東上流水害予防組合では組合内の情報伝達系統図を準備している。	・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へFAXで情報提供している。 ・県管理河川について、洪水予報の発表と併せ、水防警報をFAXにより発令している。 ・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できるとともに、NHKデータ放送により河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。	【水防関係機関】水防計画に基づき情報伝達を実施している。【県民向け】県内の水位・雨量は群馬県水位雨量情報でHP上でリアルタイムで提供している。	・基本FAXにて県土整備事務所経由で伝達。 ・電話、メール等を併用。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防計画で設定。	・分団担当区域内の河川の巡視を行う。 ・坂東上流水害予防組合では重要水防箇所の担当水防分団があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら適宜対応する。			

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	08栃木市	12伊勢崎市	13太田市	14館林市
	取組			取組	取組	取組	
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・市区町及び出張所で備蓄している水防資機材の情報共有する。			・土のう、縄、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管している。 ・点検は数か月に1度実施している。  ・資機材の数量が十分とは考えられないので、今後、拡充を検討する。	・各水防倉庫に土のう、縄、杭等を保管している。 ・資機材の在庫調査を定期に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。	・市内7箇所の水防倉庫に土嚢等を配備。	・土のう、縄、シートを市内の水防倉庫に分散して保管している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団への提供を行う。						
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施する。			・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。  ・継続的に、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加していく。	・河川管理者(国、県)が開催する重要水防箇所等の共同点検には、例年市及び消防機関として参加している。 ・住民の参加については、河川管理者が呼びかけており、平成27、28年度には、地元区長が参加している。	・平成28年度の県管理河川の合同巡視では、地元区長に参加していただいた。  ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施				・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・水防団(消防団)員への簡易無線機を配備する。【平成28年度】  ・日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っていく。 ・水防団(消防団)員専用のメール配信システムを整備する。【平成28年度～】	・消防団へは、メールによる連絡体制を整備している。 火災発生時等のメール配信により、情報伝達訓練を兼ねている。	・市消防本部を通じ消防団(水防団)との連携を図っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。(メール等)
・水防団同士の連絡体制の確保				・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合っている。  ・今後も引き続き、関係消防団長同士で、連絡を取り合う。	・本市の消防団は近隣の消防団と相互応援協定を締結しており、消防団相互に連絡を取り合うとともに、消防機関相互を通じた連絡体制も整備されている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・広域消防組合のため、連絡体制は整っている。 ・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防本部で連絡を取り合うこととしている。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・関係事務所持ち回りで、利根川水系連合総合水防演習を実施する。			・平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。【平成28年】 ・毎年、栃木市と野木町で合同水防訓練を行っている。  ・継続的に、利根川水系合同水防訓練等に消防団や職員が参加していく。 ・関係市町と合同水防訓練を行っていく。	・平成26年度水防技術講習会を国、一部六県とともに主催開催し、関東一円の水防関係者の参加があった。 ・平成27年度第64回利根川水系連合・総合水防演習を国及び一部六県とともに主催開催し、消防団員378人、消防職員33人、市職員30人が参加した。 ・平成28年度第65回利根川水系連合・総合水防演習に視察研修として消防職員4人、消防団幹部18人が参加した。 ・毎年度、実質的な水防訓練を実施している。	・毎年水防訓練を実施している。	・消防本部で訓練を実施。 ・市総合防災訓練(隔年実施)で実施。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進				・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。  ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いしている。  ・継続的にホームページ等で団員募集を行っていく。	・市HPにおいて、随時消防団募集を呼びかけている。 ・成人式等イベント時に、消防団募集のリーフレットを配布している。 ・消防団員を雇用している事業所に対し、入札参加資格認定時の等級決定の際、加点評価による優遇措置を講じている。 ・消防団協力事業所表示制度を導入している。	・消防を通じ、水防活動を行う消防団の募集を推進している。	・消防本部で組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・消防組合と連携し、募集を促進する。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築				・現在、53社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。  ・より円滑な災害対応を図るための連絡体制を構築する。【平成28年度】	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・市内建設業者等と災害応援協定を締結している。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化				・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は、浸水想定区域には入っていないが、昨年の災害で周辺道路が冠水した。(本部機能は停止していない)  ・庁舎周辺の道路が冠水した場合でも、災害対策本部としての機能を確実に維持するための方策を検討する。	・庁舎(災害対策本部)の非常用電源は高さ対策を講じてある。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・水害時対応マニュアル及び庁舎等の防水対策の実施を検討する。【28年度～】

取組項目	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	22熊谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・土のう等を消防署の水防倉庫に保管している。 ・水防資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。【平成29年度～】	・土のう、シートなどを防災倉庫に分散して保管している。 ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する予定。	・組合で保管している資機材のほかに、土のう、スコップなどを役場庁舎に保管している。 ・数量が十分ではない水防資機材の購入を検討する。【平成29年度】	・町内の消防署2箇所に設置されている水防倉庫に、ブルーシート、土のう等を保管している。	・土のう袋、ロープ、救助用ボート、交通規制看板等を邑楽消防署や町で配備している。	・土のう、シート等を福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に保管している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供						
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検に行政区長(自主防災組織の代表者)にも参加してもらう。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検を実施。【平成28年度】	・今後、共同点検と一緒に実施するか、検討する。【平成29年度】	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に、該当地区の区長等が参加予定。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に、自治会長等が参加予定。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、情報の伝達はメーリングリストにより配信している。	・水防団は消防団が兼ねっており、毎年訓練を実施。町や消防署との連携はとれている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・水防団同士の連絡体制の確保する。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合っている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合う。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・消防組合で行っている水防工法習得講習会に数年置きに参加している。	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・大里郡利根川水害予防組合では隔年で訓練と研修会(屋内)を実施している。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・消防団(水防団)の広報紙を年1回発行し、組織や活動内容等を紹介して団員募集を行っている。	・消防団(水防団)の組織や活動内容を町の行事などを通して紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団(水防団)員の募集を町の広報に掲載、ポスターを掲示して募集を図っている。	・町ホームページや、自主防災組織の防災訓練時などで消防団(水防団)の組織や活動内容について紹介し、常時団員を募集している。	・消防(水防)団充足率100%堅持のためのPR活動。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報誌やホームページ等で広く団員を募集していく。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	建設業協会と災害時の支援について協定を検討する。	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・協定は結んでいないが、土木担当課において、地域の建設業者に対し、道路冠水時の警戒、道路規制などの協力を依頼している。	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・災害時における応急対策活動に関する協定を締結している団体等に対して協力を要請する。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・町役場新庁舎建設に伴い、浸水対策を施す予定。【平成30年度】	・水害時対応マニュアルを作成予定。	・災害対策本部を設置する役場庁舎は周辺の土地より高くしているため、ある程度の浸水では被害はないと思われる。 ・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。 ・役場庁舎において水害時対応マニュアルの作成を検討予定。【平成29年～】	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・町庁舎は、平成20年5月に完成し、自家発電設備を備えている。現在の被害想定では、盛り土された場所に建設されているため、浸水被害はないと考える。	・対象施設:熊谷市役所本庁舎 災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0~0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。【平成27年度】



取組項目	24加須市	25本庄市	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	水防計画で表示。	・市内3箇所の水防小屋に収納 ・土のう、縄、シートなどを坂東上流水害予防組合の水防倉庫に分散して保管している。保管数の確認点検も適宜実施している。 ・市役所倉庫に土のう袋や水中ポンプ、発電機を所有しており、年に一回は点検を実施している。	・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等を備蓄している。 ・また、各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。	県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄「毎年」	・水防倉庫の設置。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供					
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・水防団、自治協力団体との共同点検を実施している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・毎年、直轄河川の合同巡視に参加している。 ・また、県管理河川についても、毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する。	国が実施している重要水防箇所等の共同点検に出入土木事務所、県河川課職員が参加。	・国実施の重要水防箇所等の合同巡視への参加。 ・県管理河川における重要水防箇所合同点検の実施。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・水防団等への連絡体制については、水防計画にて設定している。	・防災行政無線又は登録制メール			
・水防団同士の連絡体制の確保	・加須市・羽生市水防事務組合による水防計画にて連絡体制を設定済み。	・坂東上流水害予防組合では隣接する上里町の消防団(水防団)との連携が必要であり、連絡が必要な場合は組合事務局から、組合の情報伝達システムに基づき連絡を取る。必要があれば団長同士で連絡を取り合うこととしている。			
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・加須市・羽生市水防事務組合による実働水防訓練を毎年開催している。 ・利根川水系合同水防訓練を平成29年度開催予定。【平成29年度】	・毎年、坂東上流水害予防組合が実施する水防技術講習会に水防団員、市町職員が参加している。	・毎年実施している利根川水系連合・総合水防演習へ数名の職員が参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う訓練へ数名の職員が参加している。	・利根川水系連合総合水防演習に毎年参加。	・利根川水系連合総合水防演習への参加(多数の職員が参加)。 ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名)。 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加)。 ・県職員を対象とした水防工法練習会の実施(職員複数名参加)。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・リーフレット等により、水防団員・消防団員を随時募集している。	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。			
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域防災計画に基づき、市内4地域ごとに、地域の建設事業者による団体と災害時応援協定を締結済み。	・建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を検討する。			
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・市役所本庁舎が災害対策本部として、3総合支所が総合支所本部として災害拠点指定されている。	・市役所庁舎及び総合支所庁舎は浸水想定区域外である。	・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定地域にはない。 ・災害拠点病院はほとんどが浸水想定地域にはないとされる。	・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を水害時については2階以上の会議室等でも活動可能である。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎佐波医師会病院は立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。 ・災害対策本部(伊勢崎行政県税事務所)は、水害対応マニュアルを今後整備予定。	・浸水想定区域外のため、埼玉県本庁舎にはマニュアルは存在しない。 ・浸水の可能性も少ない。 ・災害拠点病院に関しては、浸水被害が想定されている災害拠点病院においては、水害について言及した災害対策マニュアルを作成している病院がある。 ・水害対策未実施の災害拠点病院については、対応策を検討していく。

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	08栃木市	12伊勢崎市	13太田市	14館林市
	取組			取組	取組	取組	
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組							
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項							
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水機場や水門等の運用、緊急時に備えた排水ポンプ車の等の適切な配置と整備を行う。			・水門の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・住民への周知方法については、ホームページに記載することとしている。  ・水門の操作について、規定に基づき実施していく。 ・引き続き、ホームページ等に情報とを掲載していく。	・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法が規定されている。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施							
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画(案)を作成する。			・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の策定を検討する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練を実施する。			・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・計画に基づく訓練実施を検討する。
■BCP(業務継続計画)に関する事項							
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・水害時に事務所機能を維持するBCPの改訂を行う。		・水害時に組織の機能を維持するためのBCPを策定する。	・市役所の機能が低下中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木市業務継続計画」を策定する。【平成29年～】	・BCPを作成予定。【平成28年度中】	・BCP策定に向け検討中。	・地域防災計画に包含する形で、震災及び風水害対策とに分けた業務継続計画を策定済み。 ・必要に応じ、業務改善計画の見直し、改訂を行う。
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。			・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・BCP策定への支援を検討する。
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用							
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用				・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・各種団体・企業等と災害時応援協定を充実させる。	・食料や飲料水、資機材等の供給や、応急復旧の協力等、民間企業や公共機関と協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・災害時応援協定の拡充を図る。

取組項目	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	22熊谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生						
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事						
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・邑楽東部第一排水機場の運転操作を国・県から委託されている。	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。	・大泉主幹排水路、利根制水門の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領によって洪水時の操作方法は規定されている。	・管理者が適切に管理している。国が実施する排水資機材の講習会に参加している。	・市内8箇所の排水機場を運用(男沼・奈良川・道開郷・俄瀬・さすなべ・豊通・旧福川・新奈良川) ・男沼排水機場は男沼樋管を国土交通省から委託を受け「男沼樋管操作要領」により洪水時の操作方法は規定されている。 ・地区住民への周知はしていない。
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の事						
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成に参加する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
■BCP(業務継続計画)に関する事項						
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・町役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「板倉町事業継続計画」を策定する。【平成29年度～】	・役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「明和町事業継続計画」を策定する予定。	・BCPを策定予定。【平成28年度下半期】	・今年度中に計画の策定に着手する予定。	・役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた邑楽町事業継続計画を策定予定。	熊谷市業務継続計画<地震編>については、平成25年3月作成済みである。 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業BCP策定支援を検討する。【平成29年度～】	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害等の情報を提供し、企業BCP策定促進に努める。(予定)	・企業からの依頼があれば対応予定。
■生活再建及び社会経済活動の回復のため						
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。 ・災害時応援協定の拡充を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結する。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・(自治体を除く)各種団体・民間企業等計44件の災害時応援協定を締結している。

取組項目	24加須市	25本庄市	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生					
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事					
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・国、県との協力体制を含めて対応を検討していく。	・消防団車両及び消防本部車両による排水を考えている。	・県が管理する袖井木川排水機場は、操作規則により洪水時の操作方法を規定している。	・県操作施設、委託地元業者操作施設がある。何れも県において出水期前に操作点検を実施している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家が近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。	・国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。 ・操作時の周知はしていない。
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の手					
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・邑楽東部第1排水機場(板倉町管理)と邑楽東部第2排水機場(群馬県管理)において、操作時の情報を共有している。	・情報共有として関係機関へ操作前後に連絡をいれている。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。
■BCP(業務継続計画)に関する事項					
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・地域防災計画に基づき、震災及び風水害対策とに分けた業務継続計画を策定済み。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「本庄市事業継続計画」を策定。【平成26年】	・県庁舎の機能が低下する中でも、行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「群馬県業務継続計画」(平成28年度)を策定。	・大規模災害等発生時に、最優先すべき災害応急対策業務や継続の優先度が高い通常業務を選定し、業務実施に必要な資源の確保・配分などを定めた「群馬県業務継続計画」を平成24年度に策定。	・埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東京湾北部地震を危機事象とするが、他の災害などの危機事象についても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。	・企業からの依頼があれば対応予定。	・関係機関と連携して、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、BCPを策定しようとする企業に専門家を派遣している。	・平成26年2月に東京海上日動火災保険株式会社と「県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結した。 ・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催している。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行っている。	・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、会社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年～】
■生活再建及び社会経済活動の回復の手					
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。 ・各種の生活再建に係る被災者支援制度を周知・活用する。	・災害時の応急復旧や物資の提供等について、企業、団体、公共機関と災害時協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。